

○朝来市災害復旧事業補助金交付要綱

平成23年8月26日
告示第85号

(趣旨)

第1条 この告示は、台風又は豪雨等の異常気象による災害(以下「災害」という。)により被災した農地、農林業用共用施設又は公共用財産等(以下「農地等」という。)に係る災害復旧事業に対する補助金の交付に関し、朝来市補助金等交付規則(平成17年朝来市規則第55号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(公告)

第2条 市長は、この告示による補助金の交付を要する災害が発生したと認めるときは、その名称を速やかに公告するものとする。

(補助金の交付対象者)

第3条 この告示により補助金の交付を受けることができる者は、区長等で、災害復旧事業を行う者とする。

(補助金の交付対象事業)

第4条 この告示により市が補助金を交付することができる事業(以下「災害復旧事業」という。)は、原形又は効用復旧を基本とし、別表に掲げるとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 人災によるもの
- (2) 維持工事又は改良工事であるもの
- (3) 適正な管理を怠ったことによるもの
- (4) 災害復旧事業以外の事業で公共団体が発注した工事の施行中に生じたもの
- (5) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)の適用を受けるものの
- (6) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)の適用を受けるもの
- (7) 前2号に掲げるもののほか国、県の補助又は地方債の適用を受けるもの
- (8) 市有施設等で市が復旧しなければならないもの

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」という。)は、災害発生的公告後6箇月以内に災害復旧事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による交付申請に係る災害復旧が公共の安全又は交通を確保するため急施を要すると認めるときは、同項の規定にかかわらず、直ちに補助申請者に対し応急災害復旧事業事前着手承認申請書(様式第2号)の提出を求め、当該申請書の受付により承認を与えることができる。この場合において、補助申請者は、当該工事完了後速やかに前項の申請を行うものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条第1項による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び現地調査等を行い、補助金交付の可否を災害復旧事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(事業の実施)

第7条 補助申請者は、第5条第2項に掲げる場合を除き、前条の災害復旧事業交付決定後
でなければ事業に着手してはならない。

2 災害復旧事業は、災害の発生した日の属する年度内に事業を完了しなければならない。
ただし、災害の発生した日が、1月1日以降の場合の取扱いとは別に定める。

(交付決定額の変更)

第8条 補助申請者は、次に掲げる事由により第6条の規定により決定された補助金額(以下
「交付決定額」という。)の変更を受けようとするときは、災害復旧事業補助金変更交付
申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 復旧工法の著しい変更
- (2) 施工延長等事業量又は事業内容の変更
- (3) 入札又は購入等に伴う事業費の変更
- (4) 復旧形態の変更
- (5) 施工途中に別の災害が発生し、被災が拡大したとき

2 市長は、前項の申請があったときは、第6条の規定に準じ決定を行い、その旨を災害復
旧事業補助金変更承認(不承認)通知書(様式第5号)により補助申請者に通知するものとし
る。

(事業の実績報告)

第9条 補助申請者は、災害復旧事業の完了後速やかに災害復旧事業実績報告書(様式第6
号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の災害復旧事業実績報告書の提出があったときは、必要な検査を行うも
のとする。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条第2項の検査終了後補助金を交付するものとする。

2 補助申請者は、前項の補助金の交付を受けようとするときは、災害復旧事業補助金請
求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、補助申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の
全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させ
ることができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (3) 補助金を当該補助金の目的以外に使用したとき。
- (4) 補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従
わなかったとき。

附 則

この告示は、平成18年9月20日から施行する。

附 則

この要綱による改正後の朝来市災害復旧事業補助金交付要綱の規定は、平成23年4月1
日から施行する。

別表(第4条関係)

事業種目	事業内容	補助対象事業費目	補助対象事業費	補助率	補助金限度額
1 農地災害復旧事業	農地(田、畑、樹園地)が次のような被害を受け、耕作が不可能となった場合 ① 農地の流失又は土砂の流入 ② 畦畔の崩壊 ③ 農地又は畦畔の沈下、隆起及び亀裂	請負工事費 原材料費 資材購入費 機械器具賃借料	1箇所 10万円以上	5割以内 (激甚の場合) 7割以内	20万円 (激甚の場合) 28万円
2 農業用施設災害復旧事業	法定外公共物以外の次のような農業用施設が被害を受け原形、効用が失われた場合 ・農道 ・農業用排水路 ・頭首工 ・ため池 ・現に使用している揚水機		1箇所 10万円以上	5割以内 (激甚の場合) 7割以内	40万円 (激甚の場合) 56万円
3 林業用施設災害復旧事業	林道台帳に登載された林道が被害を受け原形、効用が失われた場合		1箇所 10万円以上	5割以内 (激甚の場合) 7割以内	40万円 (激甚の場合) 56万円
	林内作業道が被害を受け通行が不可能となった場合		1路線 10万円以上	3割以内 (激甚の場合) 5割以内	20万円 (激甚の場合) 33万円
4 公共用水路災害復旧事業	農業用排水路以外の水路で年間一定量以上を保ち、防火用水路を兼ねる水路が被害を受け、原形、効用が失われた場合		1箇所 10万円以上	10割以内 (激甚の場合) 10割以内	50万円 (激甚の場合) 50万円
5 公共的施設災害復旧事業	次のような、公共的施設が被害を受け、原形、		1事業 10万円以上	5割以内 (激甚の場合) 7割以内	40万円 (激甚の場合) 56万円

	効用が失われた場合 ・個人財産以外で、複数の受益者を有し公共又は公共的要素が大きく、上記の事業種目に対応できない施設をいう。				
6 特認事業	上記各号の事業に準じ市長が特に必要と認めるもので、当該各号に定める補助率、補助限度額を上限とする。				

付記

- 1 受益者が直接出役し、自力復旧を行う直営工事の場合は、人件費、労務費、諸経費は補助対象としない。
- 2 補助対象事業費及び補助金額の千円未満の端数については、これを切り捨てる。
- 3 1箇所工事の扱いは、被災箇所が同一区内、同一事業種目の場合は合算できる。
- 4 復旧の形態は次のとおりとする。
 - ア 原形復旧 被災した施設と位置、形状寸法、材質の等しい施設に復旧すること。
 - イ 効用回復 施設に被害が無くとも災害により地形、地盤等が変化して原施設の効用が失われた場合に原施設の従前の効用を回復すること。
 - ウ 原形復旧不可能な場合の復旧 被災した施設を原形に復旧することが技術的に不可能な場合、被災前の位置に従前の効用を回復するために必要な施設をつくること。
 - エ 原形復旧が困難又は不適當な場合の復旧 被災した施設を原形復旧することが可能であっても、災害による状況変化等により現形復旧することが技術的に不適當な場合、現形施設に替えて必要な施設をつくること。
 - オ 施設を統合する復旧 被災施設を個々に復旧するよりは統合して復旧する方が有利な場合に原施設の従前効用を限度として施設を統合すること。
- 5 災害が政令によって指定される激甚災害となった場合は、補助率及び補助限度額は激甚の場合の率及び限度額を適用する。

様式第1号(第5条関係)

災害復旧事業補助金交付申請書

年 月 日

朝来市長 様

補助申請者
住所
印

氏名

下記のとおり災害復旧事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 被災の事由
- 2 事業種目
- 3 施行方法 請負・直営
- 4 事業費 円
- 5 事業予定工期 年 月 日 ～ 年 月 日
- 6 事業の内容
- 7 添付書類
 - ア 被災状況写真（全景、起終点等）
 - イ 設計書（見積書、計画書）
 - ウ 所在地又は位置図
 - エ その他市長が必要と認めるもの

様式第2号(第5条関係)

応急災害復旧事業事前着手承認申請書

年 月 日

朝来市長 様

補助申請者

住所

氏名

印

下記の応急災害復旧事業に直ちに着手したいので、関係書類を添えて申請します。
なお、事業完了後速やかに災害復旧事業補助金交付申請書を提出するとともに交付決定内容について何らの異議を申し立てません。

記

- 被災の事由
- 工事種目
- 事前着手理由
- 施行方法 請負・直営
- 概算工事費 円
- 工事の内容
- 添付書類
(1) 被災状況写真（全景、起終点等）

応急災害復旧事業事前着手承認書

上記申請のあった応急災害復旧事業について、事前着手を承認します。

受付印

(市長は、受付印を押印し、その写しを補助申請者に交付すること。)

様式第3号(第6条関係)

災害復旧事業補助金

交付

決定通知書

不交付

第 年 月 日

補助申請者

様

朝来市長

印

年 月 日付けで申請のあった災害復旧事業補助金交付申請については、下記のとおり決定したので通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して、60日以内に朝来市長に対して異議申立てをすることができます。

記

交付決定		不交付決定	
交付決定内容		不交付の理由	
	1 補助対象事業費 円		
	2 補助金額 円		
	3 事業種目		
	4 施行方法		
	5 予定工期		
	6 事業内容		
	7 その他附帯条件		

様式第4号(第8条関係)

災害復旧事業補助金変更交付申請書

年 月 日

朝来市長 様

補助申請者
住所
印

氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった災害復旧事業の内容を下
記のとおり変更し、補助金 円の交付を受けたいので承認願いたく、申請します。

記

1 変更理由

2 変更内容

3 変更事業費	当初事業費	円
	変更事業費	円
	増減	円

4 補助金変更額	当初補助金額	円
	変更後の補助金額	円
	増減	円

5 当初予定工期 年 月 日 ～ 年 月 日

6 変更予定工期 年 月 日 ～ 年 月 日

7 事業の概要

8 添付書類

ア 変更になった設計書（見積書、計画書）

イ その他市長が必要と認めるもの

様式第5号(第8条関係)

災害復旧事業補助金変更

承認

通知書

不承認

第 年 月 日

補助申請者

様

朝来市長

印

年 月 日付けで変更申請のあった災害復旧事業については、下記のとおり決定したので通知します。

記

承認		不承認	
承認内容		不承認の理由	
	1 補助対象事業費 (当初) 円 (変更後) 円		
	2 補助金額 (当初) 円 (変更後) 円		
	3 予定工期 (当初) ~ (変更後) ~		
	4 事業の概要		
	5 その他附帯条件		

様式第6号(第9条関係)

災害復旧事業実績報告書

年 月 日

朝来市長 様

補助申請者
住所
印

氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた災害復旧事業が完了したの
で、下記のとおり実績報告します。

記

1 事業種目

2 施行方法 請負・直営

3 事業費 円

4 補助金交付(変更交付)決定額 円

5 工期 年 月 日 ～ 年 月 日

6 事業内容

7 添付書類

- (1) 事業契約書、領収書又は請求書等の写し
- (2) 事業実施中の写真及び完成写真(全景、起点側から、終点側からの3枚以上)

様式第7号(第10条関係)

災害復旧事業補助金請求書

年 月 日

朝来市長 様

請求者
住所
印

氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた災害復旧事業補助金を、次のとおり請求します。

補助年度 年度	事業種目		
交付請求額 円			
添付書類 1 補助金交付(変更交付)決定書の写し 2 振込口座			
	金融機関名		
	口座名義人		
	預金の種別	普通・当座	口座番号